

事務事業及び予算の執行実績

(令和3年度「一部令和4年度分を含む」)

中部県民生活センター
交通事故相談所
中部中小企業労働相談所

目 次

	ページ
事務事業の概要(様式第1号-3)	1
第1 概況	1
第2 事務又は事業の目的、計画及び実績(成果)並びに評価(課題等)及び改善	5
1 安全な消費生活の推進	5
2 安全・安心に働くことができる労働条件の確保	14
3 仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり	20
4 交通事故相談(静岡県交通事故相談所)	21
5 総務事務	23
事業の根拠法令調(様式第1号-4)	24
職員配置調(様式第3号)	25
歳入予算執行状況調(様式第5号)	26
預金調(様式第7号-3)	30
郵券等受払調(様式第7号-4)	30
歳出予算執行状況調(様式第10号)	31
委託料等歳出予算執行状況節別集計表(様式第10号-2)	38
委託料等歳出予算執行状況節別集計表(様式第10号-3)	39
委託料に関する調(様式第11号)	40
負担金支出調(様式第13号)	41
建築工事調(様式第19号)	42
公有財産調(様式第22号)	46
借地借家等調(様式第26号)	47
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調(様式第26号-2)	47
行政財産貸付・使用許可調(様式第27号)	48
普通財産・借受財産等貸付調(様式第27号-2)	49
備品・図書調(様式第29号)	50
主要備品調(様式第29号-2)	52
公務中の事故等に関する調(様式第33号)	53
工事中の事故に関する調(様式第34号)	54
前回の監査結果等改善状況調(様式第35号)	55

事務事業の概要

1 概況

(1) 中部県民生活センター

ア. 沿革

中部県民サービスセンター（昭和44年度～平成2年度）

昭和44年度	11月、「県消費生活センター」として設置
昭和52年度	「中央消費生活センター」と改称
昭和57年度	従来の消費者行政に県民相談、旅券発給業務を加え、「中部県民サービスセンター」を静岡市黒金町に設置

中部振興センター（昭和54年度～平成2年度）

昭和54年度	地域における県行政を総合的に進め、地域の振興を図ることを目的に設置
昭和57年度	静岡市駿府町から静岡市有明町に新設された静岡総合庁舎に移転

中部県民生活センター（平成3年度）

平成3年度	中部県民サービスセンターの消費者行政、県民相談、旅券発給業務に、中部振興センターの業務のうち、地域防災、広報・広聴、交通安全、緑化等の業務、本庁の液化石油ガス保安対策事業等の業務を加えて設置
-------	---

中部県行政センター（平成4年度～平成16年度）

平成4年度	「中部県行政センター」に改称し、市町村との行政連絡、地域における行政情報の収集・提供等の業務が加わる
平成6年度	行政総務課の「行政連絡担当」と「防災・情報スタッフ」を再編、統合し、「行政・防災スタッフ」を新設、「行政総務課」を「総務課」に改称
平成7年度	地域振興、観光振興に関する業務が加わり、「行政・防災スタッフ」を「地域振興・防災スタッフ」と改称
平成9年度	商工労働行政の移管に伴い「商工労政課」を新設 地域振興及び防災対策の充実のため、「振興防災課」が新設され、同課に「地域振興スタッフ」と「防災スタッフ」を設置 「防災監兼副所長」と「副所長（総務・商工労政担当）」、「副所長（消費生活・旅券担当）」を配置
平成10年度	防災体制充実のため、防災監を総務・防災担当とし、「総務課」を「総務防災課」に改め、同課に「防災スタッフ」を移管し、副所長2名が防災管理監兼務 地域振興と商工の一本化を図るため、商工労政、総務担当副所長を振興、商工労政担当とし、「振興防災課」を「振興課」と改称
平成14年度	事務の集中化などに伴う総務部門の執行体制を強化するため、「総務防災課」に「総務係」を設置 中部出納室の廃止に伴い、物品調達事務が移管
平成15年度	地域振興施策と商工労政施策の一体的推進のため、「振興課」と「商工労政課」を「振興商工課」に統合
平成16年度	市町村合併の進展に対応して、市町村との役割分担を明確にし、業務を効率的に執行するため、商工行政全般、地域振興補助金等の業務を本庁に移管。これに伴い「振興商工課」を「振興労政課」に改称 黒金町庁舎の旅券スタッフが静岡市南町の水の森ビルに移転（6月）

中部県民生活センター（平成17年度～）

平成17年度	<p>県行政センターを廃止し、消費生活相談や労働相談等各種相談業務のほか旅券発給等を引き継ぎ「中部県民生活センター」を新設</p> <p>◎中部県行政センター → 中部県民生活センター</p> <p>*静岡市葵区黒金町から静岡市駿河区南町水の森ビルに移転（6月）</p> <p>◎志太榛原県行政センター → 中部県民生活センター藤枝駐在 （藤枝旅券センター・藤枝県民相談室）</p> <p>*藤枝市瀬戸新屋 藤枝総合庁舎1階</p>
平成19年度	組織改正により、生活・文化部 から 県民部へ
平成20年度	<p>旅券法改正により、平成20年9月1日から静岡市、浜松市及び合併直前の3町（由比町、岡部町及び大井川町）を除く36市町に旅券事務の一部（申請受付、交付）を移譲。それに先立つ平成20年8月末に、藤枝駐在のうち藤枝旅券センターを閉鎖</p> <p>平成21年3月末に、藤枝駐在の藤枝県民相談室を廃止</p>
平成21年度	<p>平成21年度から藤枝県民相談室を当センターに統合</p> <p>平成21年9月1日から、静岡市及び浜松市に旅券事務の一部（申請受付、交付）を移譲。全市町への旅券事務の一部移譲に伴い、当センターの旅券窓口を廃止し、旅券作成、発給業務のみ継続</p> <p>平成22年3月末に、旅券部門を廃止</p>
平成22年度	組織改正により、「県民部」 から 「くらし・環境部」へ

イ. 所管区域

所管区域は、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町の5市2町であり、面積は、2,621.55平方キロメートル（県土の33.7%）、人口は1,130,473人（県全体の31.5%、令和4年9月1日現在 出典：静岡県統計調査課推計人口）である。

ウ. 事務又は事業

当センターは、地域における県民サービスの提供拠点として、県民生活の安全・安心のため、消費者行政、県民相談、労働行政に関する事務等を所掌している。

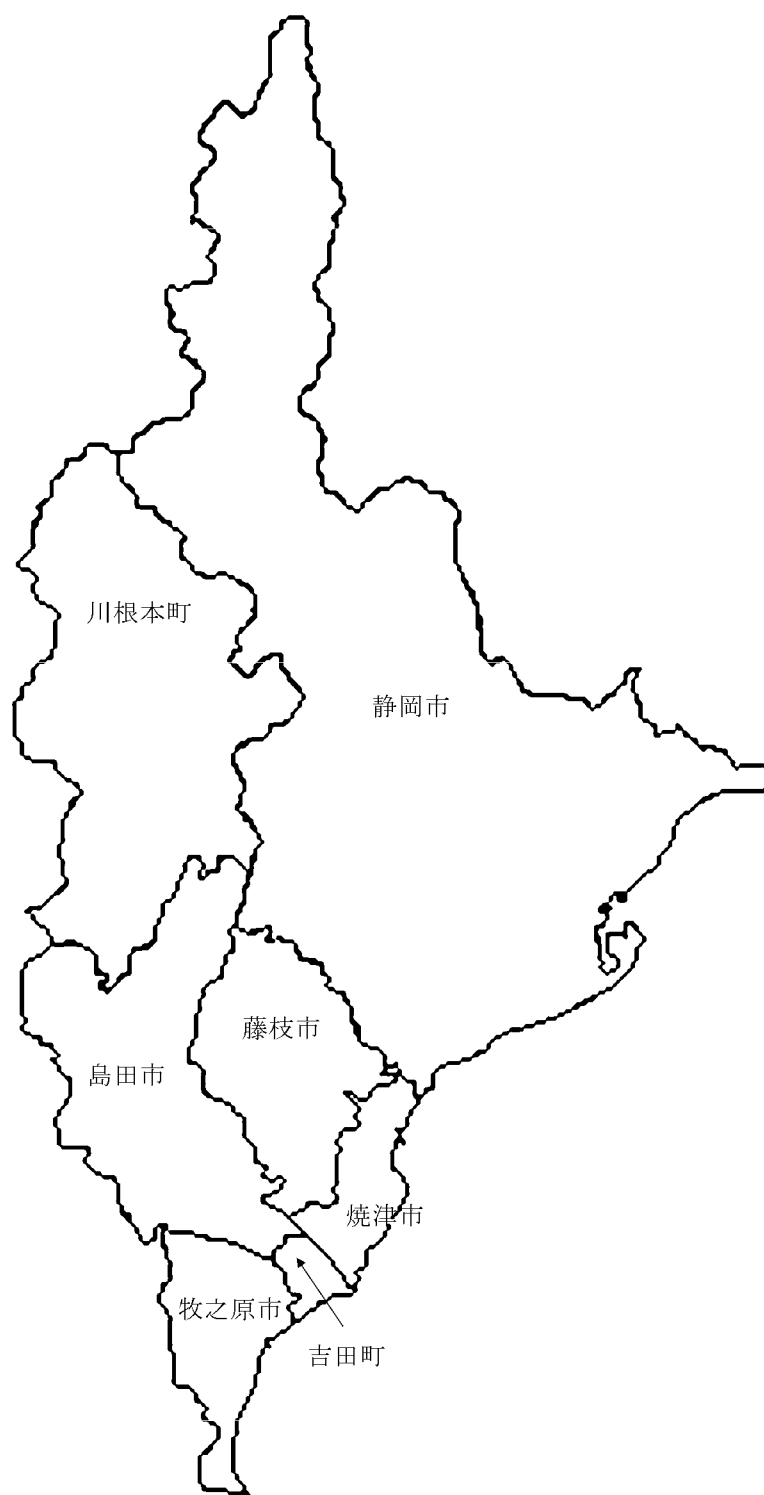
(2) 交通事故相談所の概況

交通事故被害者等の救済を目的として昭和42年10月に設置され、所管区域は、県下全域を対象としている。

(3) 中部中小企業労働相談所の概況

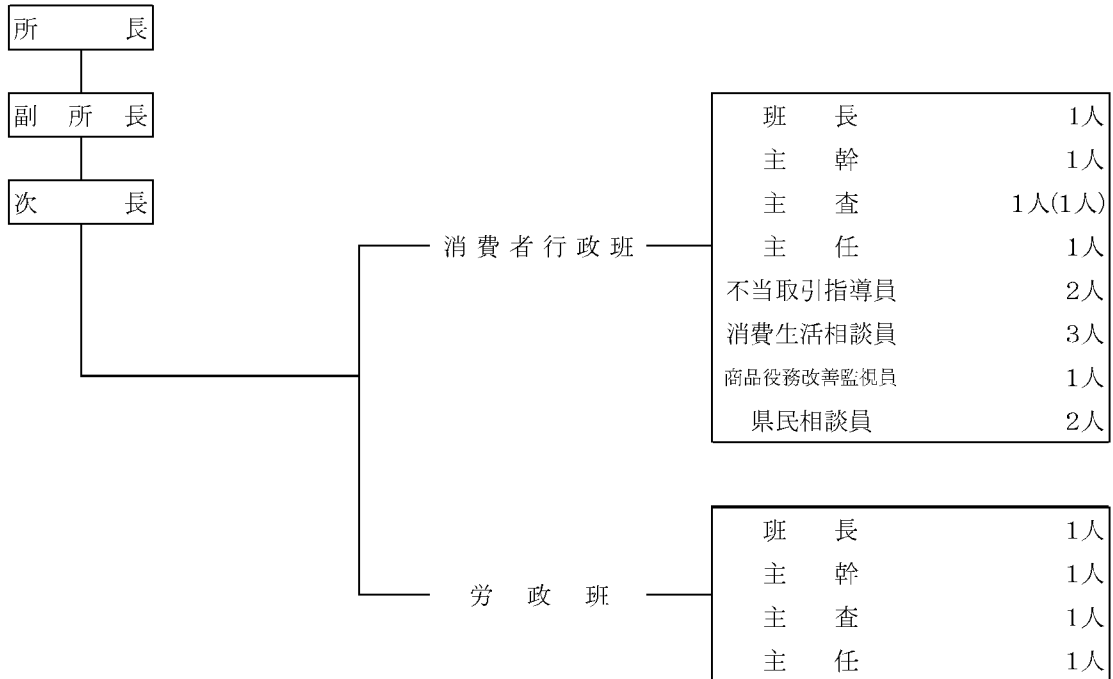
労働問題一般について中小企業の労使関係者からの相談に応じ、法制度説明や助言を行うとともに、必要に応じ関係機関の紹介等を行うことを目的に昭和30年12月に静岡中小企業労働相談所が設置された。また、昭和43年に現在の中部中小企業労働相談所となり、中部地区の5市2町を所管区域としている。

《管内図》



《組 織》

中部県民生活センター



計	職員数	11人(1人)
	会計年度任用職員	8人

注：()は兼務職員で外教、本務は環境衛生科学研究所

交通事故相談所

所長(中部県民生活センター所長)

所長補佐(中部県民生活センター次長)

交通事故相談員	3人
---------	----

(会計年度任用職員)

中部中小企業労働相談所

所長(中部県民生活センター所長)

労働相談員	2人
-------	----

(会計年度任用職員)

中部県民生活センター、交通事故相談所、
中部中小企業労働相談所の合計

合計	職員数	11人(1人)
	会計年度任用職員	13人

2 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1 安全な消費生活の推進

(1) 目的

消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、安全で安心できる心豊かな消費生活を実現するため、消費生活相談等を通じて、消費者被害の防止と救済に努めるとともに、消費者教育の推進等により、自ら学び自立し行動する消費者を育成・支援する。

また、不当表示や不当取引に関する調査や事業者への指導等により、表示や取引の適正化を図り、消費者の適正な商品・サービスの選択の機会を確保する。

(2) 相談体制

年度	相談員等	
3	不当取引指導員	(会計年度任用職員) 3人
	消費生活相談員	(会計年度任用職員) 3人
	商品役務改善監視員	(会計年度任用職員) 1人
4	不当取引指導員	(会計年度任用職員) 2人
	消費生活相談員	(会計年度任用職員) 3人
	商品役務改善監視員	(会計年度任用職員) 1人

※ 相談時間は、月～金曜日の9時～16時(祝日、12/29～1/3を除く)

(3) 実績(成果)

ア 消費生活相談

消費者と事業者との契約トラブルや、悪質な販売方法等に関する消費生活相談に対応し、解決に向けた助言や斡旋等により、消費者被害の防止と救済に努めた。

(ア) 消費生活相談の実施

a 消費生活相談件数

(令和4年8月31日現在)

年度	件数	対前年同期比
3	1,660 (639)	85.4% (69.8%)
4	(783)	(122.5%)

(注) ()については、4月～8月分

令和4年度は、相談処理中のものがあるため、相談件数と一致しない。

b 処理結果のうち助言（自主交渉）と斡旋解決の割合

(令和4年8月31日現在)

年度	処理結果	助言（自主交渉）	割合	斡旋解決	割合
3	1,660 (639)	1,405 (547)	84.6% (85.6%)	41 (20)	2.5% (3.1%)
4	(747)	(636)	(85.1%)	(17)	(2.3%)

(注) ()については、4月～8月分

令和4年度は、相談処理中のものがあるため、相談件数と一致しない。

くらし・環境部 1

消費生活相談状況調

(令和4年8月31日現在)

項 目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	件 数	割合%	件 数	割合%	件 数	割合%	件 数	割合%	
相 談 状 況	商 品 一 般	181 (179)	9.6	159 (151)	8.2	106 (97)	6.4	46 (43)	6.2
	食 料 品	148 (141)	7.8	174 (168)	9.0	112 (108)	6.7	49 (49)	6.6
	住 居 品	75 (72)	4.0	81 (78)	4.2	78 (75)	4.7	26 (25)	3.5
	光 熱 水 品	68 (68)	3.6	34 (32)	1.7	47 (46)	2.8	27 (26)	3.6
	被 服 品	71 (70)	3.8	95 (94)	4.9	92 (89)	5.5	42 (41)	5.6
	保 健 衛 生 品	115 (111)	6.1	196 (191)	10.1	129 (128)	7.8	74 (73)	9.9
	教 養 娛 楽 品	114 (112)	6.0	131 (129)	6.7	125 (121)	7.5	55 (51)	7.3
	車 両 ・ 乗 り 物	50 (47)	2.6	48 (46)	2.4	46 (45)	2.8	24 (24)	3.2
	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	48 (47)	2.5	49 (46)	2.5	53 (50)	3.2	9 (8)	1.2
	他 の 商 品	7 (7)	0.4	5 (4)	0.3	4 (3)	0.3	1 (1)	0.1
	ク リ ー ニ ン グ	9 (9)	0.5	9 (9)	0.5	4 (4)	0.3	2 (2)	0.3
	レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 貸 借	74 (73)	3.9	78 (76)	4.0	86 (81)	5.2	30 (28)	4.0
	工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	45 (42)	2.4	47 (44)	2.4	53 (50)	3.2	17 (16)	2.3
	修 理 ・ 補 修	29 (27)	1.5	42 (42)	2.2	32 (31)	1.9	15 (14)	2.0
	管 理 ・ 保 管	5 (5)	0.3	5 (5)	0.3	2 (2)	0.1	1 (1)	0.1
	役 務 一 般	9 (8)	0.5	4 (4)	0.2	13 (13)	0.8	8 (7)	1.1
	金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	157 (152)	8.3	122 (118)	6.3	107 (100)	6.4	70 (66)	9.4
	運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	366 (359)	19.3	358 (345)	18.4	160 (147)	9.6	55 (50)	7.3
	教 育 サ ー ビ ス	10 (8)	0.5	8 (8)	0.4	2 (2)	0.1	3 (3)	0.4
	教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	72 (69)	3.8	63 (61)	3.2	162 (159)	9.8	76 (75)	10.2
保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	78 (70)	4.1	60 (50)	3.1	75 (67)	4.5	47 (45)	6.3	
他 の 役 務	82 (75)	4.3	87 (82)	4.5	88 (86)	5.3	44 (39)	5.9	
内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講	6 (6)	0.3	7 (7)	0.3	21 (20)	1.3	5 (5)	0.7	
他 の 行 政 サ ー ビ ス	28 (23)	1.5	35 (21)	1.8	13 (7)	0.8	6 (5)	0.8	
他 の 相 談	46 (38)	2.4	47 (37)	2.4	50 (30)	3.0	15 (4)	2.0	
計	1,893 (1,818)	100.0	1,944 (1,848)	100.0	1,660 (1,561)	100.0	747 (701)	100.0	
処 理 結 果	他 機 関 紹 介	76	4.0	70	3.6	91	5.5	31	4.2
	助 言 (自 主 交 渉)	1,688	89.2	1,764	90.7	1,405	84.6	636	85.1
	そ の 他 情 報 提 供	70	3.7	49	2.5	90	5.4	46	6.2
	幹 旋 解 決	34	1.8	37	1.9	41	2.5	17	2.3
	幹 旋 不 調	2	0.1	1	0.1	2	0.1	3	0.4
	処 理 不 能	14	0.7	12	0.6	14	0.9	5	0.7
	処 理 不 要	9	0.5	11	0.6	17	1.0	8	1.1
計	1,893	100.0	1,944	100.0	1,660	100.0	747	100.0	

(注) () は苦情件数の内数

くらし・環境部 2

消費生活相談内容別該当件数調

(令和4年8月31日現在)

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
安全・衛生	78	2.4	74	2.2	53	1.8	27	1.9
品質・機能、役務品質	216	6.6	235	7.0	240	8.2	93	6.6
法規・基準	36	1.1	28	0.8	26	0.9	22	1.6
価格・料金	117	3.6	77	2.3	119	4.1	88	6.3
計量・量目	2	0.1	4	0.1	2	0.1	1	0.1
表示・広告	155	4.8	149	4.4	102	3.5	50	3.6
販売方法	931	28.7	985	29.4	823	28.3	381	27.3
契約・解約	1,414	43.5	1,456	43.4	1,268	43.6	606	43.3
接客対応	276	8.5	317	9.4	253	8.7	117	8.4
包装・容器	4	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
施設・設備	3	0.1	0	0.0	2	0.1	0	0.0
買物相談	3	0.1	4	0.1	4	0.1	3	0.2
生活知識	4	0.1	7	0.2	3	0.1	3	0.2
その他	10	0.3	19	0.6	15	0.5	7	0.5
計	3,249	100.0	3,355	100.0	2,910	100.0	1,398	100.0

(注) 相談内容が複数に該当するものがあるため、内容別相談件数の計は相談件数と一致しない。

c 特殊販売相談件数の割合

相談のうち、訪問販売、通信販売、マルチ商法等の特殊販売による相談が半数以上を占める。

(令和4年8月31日現在)

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	
特殊販売	訪問販売	174	9.2	121	6.2	133	8.0	66	8.8
	通信販売	600	31.7	780	40.1	606	36.5	305	40.8
	電話勧誘販売	101	5.3	111	5.7	89	5.4	35	4.7
	ネガティブ・オプション	8	0.4	21	1.1	9	0.6	5	0.7
	マルチ商法(まがい)	33	1.8	20	1.0	17	1.0	6	0.8
	訪問購入	10	0.5	12	0.6	14	0.8	12	1.6
	その他無店舗販売	6	0.3	2	0.1	3	0.2	2	0.3
小計	932	49.2	1,067	54.9	871	52.5	431	57.7	
店舗購入その他	961	50.8	877	45.1	789	47.5	316	42.3	
総相談数	1,893	100.0	1,944	100.0	1,660	100.0	747	100.0	

(注) ネガティブ・オプションとは、送り付け商法のこと。

d 年代別相談状況

60才以上を契約者とする相談が40%以上を占めている。(令和4年8月31日現在)

年度	～29歳		30～59歳		60歳～		全体(年齢不明を含む)	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
3	173	10.4	629	37.9	702	42.3	1,660	100.0
4	92	12.3	275	36.8	299	40.0	747	100.0
主な商品等	<ul style="list-style-type: none"> ・脱毛エステ ・情報商材 ・賃貸アパート ・オンラインゲーム 		<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸アパート ・迷惑メール ・自動車 ・化粧品 		<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑メール ・光回線 ・携帯電話サービス ・健康食品 		<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑メール ・賃貸アパート ・健康食品、化粧品 ・情報商材 	

e 消費生活相談専門アドバイザーによる助言

消費生活相談の複雑化、高度化等に対応するために、消費生活相談専門アドバイザー(弁護士・司法書士に委嘱)から消費生活相談への法的助言等を受けた。

(令和4年8月31日現在)

年度	助言件数	内容
3	12	事例検討会等での法的助言(ネガティブオプション、定期購入等)
4	6	事例検討会等での法的助言(出会い系サイト、副業サポート契約、情報商材等)

f 職員及び消費生活相談員の資質向上

職員及び相談員の資質向上を図るため、国民生活センター等が開催する研修・講座へ参加した。

(令和4年8月31日現在)

年度	講座の名称等	延参加者数(人)
3	中部地域別研修会、事例検討会(中部県民生活センター) D-ラーニング(国民生活センターの遠隔研修)等	58
4	消費生活相談員研修、D-ラーニング(国民生活センター) 事例検討会(中部県民生活センター)等	22

g 個人情報に関する相談

個人情報保護法に基づき、個人情報に関する県民からの苦情相談の受付、助言等を行った。

(令和4年8月31日現在)

年度	件数	主な内容
3	7	フリマアプリの商品欄に自分の住所が記載されているので消してほしい等
4	4	携帯電話の関連会社から電気などの勧誘電話があるが、個人情報の悪用ではないか等

(注) 消費者庁の通知により、令和4年7月15日以降、個人情報に関する相談情報の収集が廃止された。

(イ) 被害防止のための情報提供

a 消費者被害防止のための情報提供

平成14年に、国民生活センターや都道府県消費生活センター等を結ぶ全国消費生活相談情報ネットワークシステム（PIO-NET）が稼動し、全国の情報も検索可能になった。

平成17年度から、PIO-NET端末が設置され、相談情報の迅速かつ的確な提供や検索等が可能になり、令和3年9月からは、PIO-NET2020システムが稼動している。

端末機（当センターに6台設置）は管内5市2町にも設置され、消費者被害の未然防止に向けた情報提供等に活用されている。

b 消費者事故等（安全分野）被害の情報提供

平成21年施行の消費者安全法に基づき、消費者事故等情報の一元化が図られ、重大事故は直ちに（又は速やかに）内閣総理大臣に通知することが義務付けられた。

当センターでは、消費生活相談窓口寄せられた消費者事故等（安全分野）に関する相談を消費者庁に通知している。

（令和4年8月31日現在）

年度	件数（危害・危険）	製品名
3	33	医療サービス、化粧品等
4	14	化粧品、洗剤等

(ウ) 市町等との連携・支援

a 中部地域消費者行政推進連携協議会

県と市町の連携体制を強化し、地域の消費者行政（消費者教育を含む）を一体的かつ効果的に推進するために令和4年4月1日に設置した。

（令和4年8月31日現在）

年度	開催日	内 容
4	6月28日	・消費者教育における連携 ・消費者被害の防止と救済における連携及び意見交換等

b 研修会（地域別研修会・高度専門消費生活相談研修会・事例検討会）等

市町消費行政担当職員・相談員等の資質向上や、複雑化、高度化する消費生活相談への対応力を強化し、スキルアップを図るために研修会等を開催した。

（令和4年8月31日現在）

年度	開催日	内 容	講 師 等	参加(人)
3	7月6日	中部地域の警察及び消費者行政の連携会議	県内事業者指導の状況、相談状況、意見交換等	15
	7月6日	事例検討会 (対応困難な4事例)	専門アドバイザー 酒井壱幸 司法書士	9
	10月12日	県司法書士会調停センター「ふらっと」について	芝 知美 司法書士	9
	10月12日	事例検討会 (対応困難な4事例)	専門アドバイザー 酒井壱幸 司法書士	8
	2月1日	全国銀行協会ADRについて (WEB研修)	全国銀行協会相談室	7
	3月8日	事例検討会 (対応困難な3事例)	専門アドバイザー 酒井壱幸 司法書士	8
	3月15日	静岡県消費者基本計画(案)について	県民生活課 楠主査	6

4	7月19日	中部地域の警察及び消費者行政の連携会議	県内事業者指導の状況、相談状況、意見交換等	15
	7月19日	事例検討会 (対応困難な5事例)	専門アドバイザー 酒井竜幸 司法書士	11

c 消費生活相談員等実地研修

市町の相談体制等を強化するため、市町相談員等の実地研修を行った。

(令和4年8月31日現在)

年度	消費生活相談員等実地研修
3	藤枝市1回、川根本町1回(各1人)
4	藤枝市2回(計3人)

イ 消費者の自立支援

(ア) 消費者教育の推進

自ら学び自立し行動する消費者を育成・支援するため、消費者啓発や出前講座等により、消費者教育の推進を図った。

a ふじのくに消費者教育推進中部地域連絡会

県消費者教育推進計画に基づき、消費者教育の効果的、体系的な推進に向けて情報共有や連携を図るため、消費者教育の取組についての意見交換や講座等を開催した。

なお、平成27年4月以降、県民生活センターごとに「ふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議」を設置し、地域の実情に応じた消費者教育について協議してきたが、県と市町の連携体制を強化し、地域の消費者行政(消費者教育を含む)を一体的かつ効果的に推進するために、令和4年4月から「地域消費者行政推進連携協議会」として改編された。

(令和4年8月31日現在)

年度	開催日	内 容
3	6月29日	・若者向け消費者教育の推進、県消費者行政推進基本計画等 ・市町の若者向け消費者教育の現状及び意見交換等
	3月15日	・消費者教育に関する取組 ・地域消費者行政推進連携協議会の設置について

b 消費者教育出前講座

消費生活相談員や消費者教育講師等が、学校や団体等で消費者教育出前講座を実施した。

(令和4年8月31日現在)

実施先	回数(参加人数)		備 考	
	3年度	4年度		
学 校	大学、専門学校等	8(394)	9(560)	静岡英和学院大学、漁業高等学園等
	高校	18(2,370)	12(2,564)	
	特別支援学校	5(196)	2(120)	
	小 計	31(2,960)	23(3,244)	
一般向け等	5(135)	3(115)	消防学校、教員講習等	
商品テスト	1(27)	2(47)	実習講座	
合 計	37(3,122)	28(3,406)		

c 消費者啓発

街頭キャンペーン及び関係者（市町等）への情報提供を行うことにより、消費者被害の防止や救済を図っている。

（令和4年8月31日現在）

内 容		3年度	4年度
街頭キャンペーン（関係機関との協働による啓発活動）	消費者月間（5月）	J R 静岡駅コンコース 5月14日 8団体20人参加	J R 静岡駅コンコース 5月17日 9団体21人参加
	消費者被害防止月間（12月）	J R 静岡駅コンコース 12月24日 10団体25人参加	12月実施予定
管内市町や関係者等へ情報提供		随時	随時

ウ 表示・取引の適正化

消費者の的確な商品選択のため、景品表示法や県条例に基づき、不当表示や不当取引に関する情報収集、調査・指導、啓発を行っている。

(ア) 景品表示法関係

景品表示法に基づき、表示の適正化を図るため、一般県民や県消費生活モニター等からの情報提供を受け、消費者の誤認を招くおそれのある不当な表示を調査し、注意等を行った。

a 不当表示110番等の設置

不当表示110番等を設置し、不当表示に関する消費者等からの不審情報や、事業者からの問合せに対して、調査、指導等を行った。

（令和4年8月31日現在）

年度	受付件数	処理結果（件）					
		文書指導	口頭指導	通知移送	情報併合	違反事実なし	非該当調査打切
3	18	0	0	1	12	3	2
4	20	0	1	4	8	3	4

b 食品表示合同監視調査

県衛生課、保健所及び農林事務所と連携し、「食料品製造・販売施設」、「仕上茶製造施設」等の表示状況及び原料原産地の真正性の確認等を行う合同監視調査を実施した。

（令和4年8月31日現在）

年度	調査対象	店舗数(件)	指導状況(件)
3	食料品製造・販売施設等	20	0
4	食料品製造・販売施設等	10	0

c 広告表示等適正化監視

令和4年度から全業種を対象とし、SNSやWEBサイト等における広告表示にも対応した表示の監視を行うため広告表示等適正化監視を実施している。

（令和4年8月31日現在）

年度	調査件数（件）	指導状況(件)
4	33	口頭指導 0、 文書指導 0

(イ) 不当取引事業者に対する指導

特定商取引に関する法律及び県消費生活条例に基づき、不当取引事業者に対する指導を行うとともに、管内市町に事業者指導情報を提供した。

また、不当取引に関する情報提供実施要領に基づき、消費者被害拡大事案に関する情報の共有化と被害の再発防止を図っている。

a 口頭注意

消費生活相談のうち、特定商取引に関する法律及び県消費生活条例に係る不当取引事業者に対して、斡旋に際し、口頭注意を行った。

(令和4年8月31日現在)

年度	件数(件)	事業者及び指摘事項	指導状況
3	18	・学習教材の訪問販売業者、情報商材の電話勧誘販売業者等 ・不実告知、書面不備、過量販売 等	斡旋に際し、不当取引行為を注意
4	12	・貴金属の訪問購入業者、化粧品の通信販売業者等 ・不招請勧誘、意に反する申込み 等	斡旋に際し、不当取引行為を注意

b 業務改善指導件数

消費生活相談の中から、特定商取引に関する法律及び県消費生活条例に抵触あるいはそのおそれのある不当取引行為があったと推測できる事業者の事情聴取及び改善指導を行った。

(令和4年8月31日現在)

年度	件数(件)	事業者及び指導事項	指導状況
3	2	・住宅リフォームの訪問販売業者、屋根工事の訪問販売業者 ・勧誘目的等不明示、書面不備、不実告知、重要事項不告知、迷惑解除妨害 等	口頭指導 後日、事業者から業務改善書を受理
4	1	・住宅リフォームの訪問販売業者 ・勧誘目的等不明示、書面不備、不実告知 等	口頭指導

エ 県民相談

(ア) 目的

県民からの身の上相談や行政機関への意見・問合せのほか、民事トラブルの解決方法等に関する相談に対し、相談員が助言や情報提供を行っている。また、相談者が、直接、弁護士及び司法書士から助言・指導を受けられる特別法律相談を実施している。

(イ) 相談体制

区 分		実施体制	
一 般 相 談		県民相談員2人 月曜日～金曜日 9:00～16:00	
特別法律相談	司法書士	毎月1回(3年度 11回)	13:30～15:00
	弁護士	原則木曜日(3年度 54回)	13:30～15:00

(ウ) 実績

3年度の相談件数は、前年比96.3%、令和4年4月～8月は、前年同期比134.8%であった。「法律・身の上相談」では、3年度は、相続が16.9%、金銭貸借が8.9%を占めた。

< 県民相談件数 >

(令和4年8月31日現在)

年度	一般相談件数	対前年同期比	特別法律相談件数	対前年同期比	合計件数	対前年同期比
3	364	97.3%	82	92.1%	446	96.3%
4	195	133.6%	45	140.6%	240	134.8%

<内容別件数>

(令和4年8月31日現在)

年度	行政相談件数	対前期年比	法律・身の上相談件数	対前期年比	合計件数	対前期年比
3	19	95.0%	427	96.4%	446	96.3%
4	10	250.0%	230	132.2%	240	134.8%

<行政相談の所管部局別件数>

(令和4年8月31日現在)

年度	知事直轄組織	危機管理部	経営管理部	くらし・環境	スポーツ・文化観	健康福祉部	経済産業部	交通基盤部	教育委員会	警察本部	県その他	国の機関	市町	その他	計
3	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	1	9	1	19
4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	7	0	10

<法律・身の上相談の内訳件数>

(令和4年8月31日現在)

年度	婚姻	親子等	相続	借地・借家	不動産売買	相隣関係	金銭貸借	商品売買等	登記・訴訟	交通事故	ストーカー	その他	計
3	34	37	72	20	13	28	38	25	5	4	0	151	427
4	26	6	40	24	7	22	19	11	9	0	0	66	230

(4) 評価・課題等、改善

- ・令和3年度の消費生活相談件数は、前年度比85.4%と減少したが、若者を中心に副業や投資のもうけ話に関する相談が増加し、特に副業に関する相談は過去10年間で最多となった。
- ・多様化・複雑化する消費生活相談に対応できるように市町消費生活相談員等の研修会を開催し、資質の向上を図るとともに、当センター消費生活相談員を管内7市町の担当制にするなど、市町の相談体制の強化に向けた支援を行っている。
- ・消費者教育については、新型コロナ感染拡大等に配慮しつつ、消費者教育出前講座や街頭キャンペーン等を行うとともに、消費生活トラブル情報等を管内市町や関係者等に提供し、消費者被害の防止を図っている。また、令和3年度からは高校生消費者教育出前講座を公立高校に加え、私立高校でも開講しているほか、高校生との協働事業として、成年年齢下げに伴う消費者トラブル防止のための啓発グッズを作成し、管内の高校2年生全員に配布した。さらに、令和4年度は、トラブル増が危惧される夏休み前に、大学生向け啓発講座及び出張相談会を実施し、若年者の消費者教育の拡充を図っている。
- ・表示の適正化については、消費者からの不審情報などに対し、関係機関と連携して調査、指導をするなど、迅速な対応に努めている。
- ・不当取引については、寄せられた相談や関係機関を通じて情報の早期把握に努め、事業者指導等を行うとともに、市町との情報交換等により、被害の拡大防止を図っている。
- ・県民相談については、専門的で複雑な相談等も多いため、弁護士や司法書士による特別法律相談を活用するなど、基礎的な知識や法的な考え方、解決への道筋などを情報提供し、問題解決を支援している。

2 安全・安心に働くことができる労働条件の確保

(1) 目的

地域における労使関係の安定、適正な労働条件の確保及び労働環境の整備を図るため、労働相談、労働法セミナー、労働組合・労働争議に関する調査及び勤労者団体の活動支援などを実施する。

(2) 相談体制

複雑化、多様化する労働問題に対応するため、相談体制を整備して問題の解決を図る。

受付時間等	相談員	業 務
電話、来所相談 平日(9:00～12:00 13:00～16:00) ・メール相談 24時間受付 ・無料弁護士相談(要予約) 毎月第4水曜日 14:00～15:00	会計年度任用職員 (労働相談員：特定 社会保険労務士) 2人	・来所による面接相談 ・電話相談(フリーダイヤル) ・メール相談(労働雇用政策課HP) ・弁護士相談受付(1件30分) ・個別的労使紛争のあっせん紹介

(3) 実績(成果)

ア 労働相談〔中部中小企業労働相談所〕

労使関係のトラブル等の相談に対して、速やかな解決が図られるよう法制度の説明や適切な助言、県労働委員会が実施する裁判外紛争解決手続(個別的労使紛争のあっせん)について制度説明及び申請受付を行うとともに、事業所に対する指導や助言等が必要な事案については、法に基づく権限を有する労働局、労働基準監督署、ハローワーク等の関係機関を紹介した。

また、より高度な法律知識・判断を要する事案については、毎月1回開催している弁護士による労働相談により、問題解決のための助言や提案を行った。

(ア) 労働相談件数

年度	相談件数	対前年度(同期)比(%)
3	632(219)	100.5(77.7)
4	(336)	(153.3)

(イ) 相談受付区分別件数

年度	来 所	電 話	メール	計
3	93(39)	492(164)	47(16)	632(219)
4	(51)	(257)	(28)	(336)

(ウ) 相談者性別件数

年度	男 性	女 性	不 明	計
3	266(92)	364(126)	2(1)	632(219)
4	(144)	(190)	(2)	(336)

(エ) 相談時間(メール相談を除く)

年度	総相談時間	1人当たり平均相談時間
3	12,472分(5,142分)	24.8分(27.5分)
4	(5,696分)	(25.9分)

(注) () については4月～8月分

労働相談相談件数調（令和3年度）

中部中小企業労働相談所

相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明		労働者計		使用者	
							正社員	非正社員		
労働組合及び労使関係に関すること	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0
労働条件に関すること	127	25	20	19	173	364	347	186	161	17
雇用に関すること	5	0	10	3	14	32	31	25	6	1
職業能力開発に関すること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者福祉に関すること	13	4	6	2	46	71	67	36	31	4
男女雇用機会均等に関すること	1	1	0	0	6	8	8	6	2	0
外国人労働者問題に関すること	1	0	2	1	6	10	9	3	6	1
その他の問題に関すること	45	5	20	13	62	145	140	71	69	5
計	192	35	58	38	309	632	604	329	275	28

労働相談相談件数調（令和4年度）

中部中小企業労働相談所

（令和4年8月31日現在）

相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明		労働者計		使用者	
							正社員	非正社員		
労働組合及び労使関係に関すること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働条件に関すること	77	24	8	10	74	193	179	92	87	14
雇用に関すること	6	2	2	0	5	15	15	9	6	0
職業能力開発に関すること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者福祉に関すること	15	6	1	1	16	39	37	19	18	2
男女雇用機会均等に関すること	1	0	0	0	2	3	3	0	3	0
外国人労働者問題に関すること	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他の問題に関すること	20	5	8	8	44	85	83	40	43	2
計	120	37	19	19	141	336	317	160	157	19

(オ) 個別的労使紛争あっせん申請の受付

県労働委員会が実施する個別的労使紛争のあっせん申請を受け付けた。

(令和4年8月31日現在)

年度	件数	あっせん事項	結果	備考
3	7	不当解雇に伴う損害賠償の支払	解決	
		未払い賃金の不存在確認	打切り(不応諾)	
		不当解雇の撤回と復職の希望	解決	
		離職理由の変更	解決	
		不当解雇の撤回と復職の希望	解決	
		不当解雇に伴う損害賠償の支払	打切り(不応諾)	
		不当解雇に伴う損害賠償の支払	打切り(不応諾)	
4	2	不当解雇の撤回と復職の希望	解決	
		パワハラに伴う損害賠償の支払		協議中

イ 労働教育

労働者及び労務管理担当者等に対し、労働問題の基礎知識の普及と労働判例・実例の理解を図ることで、労使関係の安定に資する講座を開催した。

年度	講座名	開催日	内容・講師	受講者	会場
3	労働法セミナー	9月1日 9月8日 9月15日 (3日間)	・労働法制の基礎①、②、安全衛生や多様な働き方に関する法律の実務 ・講師 静岡大学法学科准教授 本庄 淳志 氏 社会保険労務士 星野恵美子 氏 社会保険労務士 小田切 克子 氏	—	—
4	労働法セミナー (中部会場)	8月23日 8月30日 9月6日 (3日間)	・労働法制の基礎①、②、安全衛生や多様な働き方に関する法律の実務 ・講師 静岡大学法学科准教授 本庄 淳志 氏 社会保険労務士 星野恵美子 氏 社会保険労務士 小田切 克子 氏	33人 (68人)	静岡 労政 会館

※ 受講者欄の()内は延人数

※ 令和3年度は開催直前に緊急事態宣言が発令されたため、会場開催を中止した。

※ 会場開催に加え、中部会場日程のウェブ配信や全日程終了後の動画配信を実施している。(実施主体:労働雇用政策課)

令和4年度 ウェブ配信受講希望者=51人(延べ130人)

動画視聴希望者(全日程の視聴可能)=175人(うち動画視聴のみ64人)

ウ 労使関係の実態把握

労働行政の推進に資するため、労働組合の実態や労働情勢、賃上げ一時金等の状況等実態調査を実施した。

(ア) 労使関係総合調査

a 労働組合基礎調査

中部地区の全労働組合を対象に、令和3年6月30日現在の組合員数、加盟組織系統及び組織形態等を調査した。なお、令和4年度分についても、令和4年7月～8月に調査を実施し、調査結果は例年12月中旬に国から公表される。

労働組合数調

(令和3年6月30日現在)

適用法規別	組 合		組 合 員		摘 要
	数	前年同期との比較	数	前年同期との比較	
労 組 法	395	△8	77,681	495	民間企業
行 労 法	1	—	309	△1	行政執行法人
地 公 労 法	10	△1	1,539	8	地方公営企業
国 公 法	16	—	680	△49	国家公務員
地 公 法	16	—	10,476	△71	地方公務員
計	438	△9	90,685	382	

b 労使関係実態調査

<3年度> 労働組合活動等に関する実態調査

労働組合を対象に、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的としてアンケート形式で調査を実施し、国において集計・公表される。

[調査時点] 令和3年6月30日現在

[調査対象] 管内42事業所（厚生労働省が抽出）

<4年度> 労使間の交渉等に関する実態調査

労働組合を対象に、労働環境が変化する中で労働組合と使用者（又は使用者団体）間の団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態等を明らかにすることを目的としてアンケート形式で調査を実施した。

[調査時点] 令和4年6月30日現在

[調査対象] 管内39労働組合（厚生労働省が抽出）

(イ) 一般労働事情調査

a 労働争議調査

労働争議における労使間の自主的な調整に助力を与え、争議の防止に努めるための調査を実施した。

労働争議発生状況調

年 別	件 数	参加人員数	う ち 争 議 行 為		摘 要
			回 数	人 員	
元年	2	595	5	98	
2年	1	9	1	1	
3年	1	7	1	1	
4年8月31日現在	1	5	1	1	

(注) 1 労働争議は1事件を1件とし、争議行為は1行為を1回とする。

2 参加人員は当該労働組合の組合員数、争議行為人員は争議行為に参加した組合員の延べ数

b メーデー実施状況調査

各地区で行われるメーデーの活動状況を調査し、主要労働団体（連合・地区労連）の労働情勢の収集に努めた。

年 度	管内実施数	調査数	摘 要
2	0	4	連合系2、非連合系3
3	3	4	連合系2、非連合系3
4	3	4	連合系2、非連合系3

(注)非連合系3件のうちの1件(県評静岡中央)については、毎年、労働雇用政策課が直接調査を行っている。

令和4年度は調査対象4団体（会場開催3団体、書面開催1団体）

エ 賃上げ・一時金要求等の実態把握

労使関係者に賃金交渉の状況等を把握するため、管内の事業所における賃上げ・一時金の要求・妥結状況等を労働組合に調査し、集計結果を公表した。

年 別	調査対象	春季賃上げ			夏季一時金			年末一時金		
		平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	賃上げ 率(%)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (か月)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (か月)
3	160 組合	6,160	4,350	1.57	675,892	650,211	2.33	639,728	577,864	2.15
4	160 組合	8,208	6,084	2.20	712,028	682,180	2.42	10月以降実施		

オ 勤労者の福祉の推進

勤労者福祉の向上を図るため、勤労者団体の活動を支援するとともに、静岡労政会館の財産管理事務等を行った。

(ア) 静岡県中部地域労務管理等研究会の活動支援

a 事業の目的及び概要

時代に即応した労務管理のあり方等について研究調査するとともに、会員相互の連携及び情報交換を行い、労務管理の安定を図ることを目的とする研究会である。

平成11年7月5日に「中部地区勤労青少年福祉推進者連絡会」と「静岡労務管理研究会」が統合し、「静岡県中部地域労務管理等研究会」が発足した。

当センターでは事務局業務を担当している。

- ・会 員 23 会員（令和4年8月31日現在）
- ・会 長 ㈱中島屋ホテルズ 取締役部長 増井 徹

b 事業実績

(令和3年8月31日現在)

年 度	開催日	事 業 等	会 場
3	6月14日	総 会 ・ 講 演 会	中島屋グランドホテル
	11月19日	労 政 講 演 会	オ ン ラ イ ン
	2月10日	実 務 者 研 修 会	オ ン ラ イ ン
4	6月24日	総 会 ・ 講 演 会	中島屋グランドホテル

(イ) 静岡労政会館の管理運営

勤労者の福祉施設である静岡労政会館は、労働関係者をはじめ一般県民に広く利用されている。管理運営に関しては、県民サービスの向上と経費の節減を図り効率的な運営を行うため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、県労働雇用政策課が民間事業者に委託している。

当センターでは、静岡労政会館の財産管理、備品の貸付、少額修繕工事等を行っている。

- ・ 土地の管理、財産台帳の調製等の財産管理
- ・ 行政財産の使用許可及び収入調定
- ・ 維持補修工事の要求・執行（1件30万円以上250万円未満）
- ・ 備品の更新・購入、貸付・返納 など

施設	定員	室面積	施設	定員	室面積
大 ホール	312人	398.15m ²	第1研修室	30人	47.02m ²
第1会議室	16人	50.42m ²	第2研修室	30人	47.02m ²
第2会議室	30人	50.40m ²	視聴覚室	63人	94.05m ²
第3会議室	30人	52.64m ²	展示室	63人	102.72m ²
第4会議室	30人	47.02m ²	日本間	18人	46.22m ²

(4) 評価・課題等、改善

- ・ 相談内容が複雑・多様化しており、近年は職場のハラスメントなど、人間関係に関する相談が目立っている。このような場合、簡単に解決できない問題にも適切に対応するため、県労働委員会のあっせん制度を提案し希望に応じて申請を受け付けている。併せて、法律の専門家、弁護士による労働相談や制度を所管している静岡労働局、労働基準監督署等への紹介を行い、相談者が抱える様々な問題の解決に努めている。
- ・ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や短時間勤務を強いられた労働者から給料の減少に伴う援助の相談があり、厚生労働省の「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」等の各種制度やセーフティーネットを活用できるよう、労働局やハローワーク等の関係機関と連携しながら労働者への助言等を行った。
- ・ 管内の労働組合を対象とした基礎調査では、未回答の組合に対しては架電による依頼及び聞き取り調査等により、ほぼ全組合から回答を得ることができ、組合数及び組合員数等の現状をより正確に把握することができた。

3 仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり

(1) 目的

平成25年度から、学生や若年者、中高年齢者、女性、外国人といった求職者の特性に応じた就職相談・支援を行う「しずおか就職総合支援センター中部」と、ひとり親世帯の生活支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター中部支所」を併せて「しずおかジョブステーション中部」と呼称し、実効性の高い就職支援を行っている。

当センターでは、広報、生活支援関係機関との連携を図る業務等を担っている。

(2) 相談体制

令和4年8月31日現在

区 分		人数	担当業務
しずおか就職 総合支援セン ター中部	就職サポーター	4	就職相談、セミナー、高校訪問、イベント等
	運営管理員	1	相談者受付等事務
	臨床心理士	1	臨床心理士によるカウンセリング（月4日）
	小計	6	
母子家庭等就 業・自立支援 センター中部 支所	相談員	1	就職相談、生活相談や各種福祉制度の提供等
	開拓員	1	就職先の新規開拓等
	小計	2	

(注) 「しずおか就職総合支援センター」は県労働雇用政策課の委託事業
「母子家庭等就業・自立支援センター」は県こども家庭課及び静岡市の委託事業

(3) 実績（成果）

令和4年8月31日現在

(単位：人、件数)

年度	しずおか就職総合支援センター中部				母子家庭等就業・自立支援センター中部支所	
	就職相談	セミナー等	計	前年同期比	相談件数	前年同期比
元	5,650	753	6,403	—	2,906	—
2	4,237	779	5,016	78.4%	3,239	111.5%
3	5,210 (2,946)	1,025 (393)	6,235 (3,339)	124.3%	2,865 (1,312)	88.5%
4	(2,398)	(229)	(2,627)	(78.7%)	(1,267)	(96.6%)

(注) ()については4月～8月分

※ 利用状況は労働雇用政策課・こども家庭課の集計結果による

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、電話やWebによる非接触型の相談でも対応している。

(4) 評価・課題等、改善

- ・「しずおかジョブステーション中部」の周知啓発のため、受託事業者が行う管内の市町、大学・短大及びハローワーク訪問時に職員が同行し広報活動を強化してゆく。
- ・県民相談、消費生活相談、労働相談との一体的な運営により、利用者の相談ニーズにワンストップで対応し利便性の向上を図っている。また、外国人の就労支援には県多文化共生総合相談センター「かめりあ」と、女性の就労支援には男女共同参画センター「あざれあ」や静岡市女性会館「アイセル21」とそれぞれ連携して対応していく。

4 交通事故相談（静岡県交通事故相談所）

(1) 目的

交通事故に遭った被害者等からの相談に応じ、速やかな解決を図るため、指導、助言を行うほか、関係機関等の紹介など、交通事故被害者等の救済に寄与する。

(2) 相談体制

ア 実施体制

所長（中部県民生活センター所長兼務）

└── 所長補佐（同センター次長兼務） ─── 相談員 3人

交通事故相談員アドバイザー（弁護士）20人

イ 実施内容

相談方法…面接のほか、電話、文書による相談にも応じている。

実施日時…月曜日～金曜日（祝日、振替休日及び年末年始を除く）の午前9時～正午、午後1時～午後4時

弁護士相談…毎月第1・第2・第3木曜日の午後1時～3時

ウ 巡回相談

相談所の利用を容易にするため、市町に出張して相談に応じている。

実施時間は午前10時～午後3時としている。

(3) 実績(成果)

人身交通事故の発生状況は、令和4年8月末現在で11,903件、また死傷者数も15,162人と、それぞれ前年同期に比べ5.5%及び5.3%の減少となっている（県警察本部交通企画課人身交通事故調）。相談件数は、令和4年8月末現在で153件と、前年同期の193件に比べて40件の減少となっている。

相談内容は、示談交渉の方法、損害賠償額の算定や後遺、訴訟・調停の利用など専門的な知識や経験並びに法律判断を必要とするなど、相談事案が複雑化傾向にある。そのため、質の高いサービスの提供を目標に、顧問弁護士によるアドバイスを受けるなど、相談者の心情に配慮した適宜、適切な指導、助言が行えるよう努めている。

くらし・環境部 7

交通事故相談調

・相談方法別相談件数

(令和4年8月31日現在)

年 度	面 接		非面接		合計件数
	来 所	巡 回	電 話	文 書	
3	50(30)	24(14)	367(149)	0	441(193)
4	(19)	(7)	(127)	(0)	(153)

・相談件数の推移

(令和4年8月31日現在)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数 A	760	685	547	441	(153)
交通事故死傷者数(暦年) B	36,874	32,592	26,468	24,497	(15,162)
A/B(%)	2.1	2.1	2.1	1.8	(1.0)

(注) () は4月～8月分

(注) 相談件数Aは年度、4年度は令和4年4月～令和4年8月の合計

(注) 交通事故死傷者数Bは暦年、令和4年度は令和4年1月～令和3年8月の合計

・相談要旨別相談件数

区 分	令和3年度		令和4年度（4～8月）	
	件 数	構成比(%)	件 数	構成比(%)
賠償責任者	1	0.3	5	3.3
賠償額の算定	42	9.5	8	5.2
過失の程度	49	11.1	32	20.9
示談の仕方	161	36.5	52	34.0
保険会社関連	33	7.5	11	7.2
債務不履行	10	2.3	3	2.0
自賠責保険請求等	23	5.2	6	3.9
労災、社会保険の使用	23	5.2	3	2.0
訴訟、調停の利用	12	2.7	5	3.3
後 遺 症	45	10.2	7	4.6
そ の 他	42	9.5	21	13.7
合 計	441	100	153	100

・巡回交通事故相談の実施状況

(令和3年度)

実施月	実 施 市 町 名	相談件数
4月	函南町	2
5月	熱海市（牧之原市・伊豆の国市）	1
6月	（伊東市・伊豆市・湖西市）	0
7月	函南町（牧之原市・熱海市）	1
8月	（菊川市・小山町・伊豆の国市）	0
9月	（伊東市・牧之原市・熱海市・吉田町）	0
10月	（函南町・伊豆市）	0
11月	（熱海市・牧之原市・御前崎市・伊豆の国市）	0
12月	森町（伊東市・松崎町）	2
1月	牧之原市（菊川市・函南町・湖西市・熱海市・下田市）	1
2月	（伊豆市・吉田町・伊豆の国市）	0
3月	牧之原市・熱海市（伊東市）	2
計	7回	9

※ 巡回相談の開催市町の相談回数は、熱海市、牧之原市、函南町が各2回、森町が1回である。

※ 実施市町名の（ ）内は、年度当初の計画市町である。

・巡回交通事故相談の実施状況

(令和4年8月31日現在)

実施月	実施市町名	相談件数	
4月	(函南町)	0	
5月	牧之原市(伊豆の国市・熱海市)	1	
6月	(伊東市・伊豆市・吉田町)	0	
7月	函南町・牧之原市(熱海市)	2	
8月	(菊川市・伊豆の国市・小山町)	0	
9月	(伊東市・牧之原市・熱海市・吉田町)	/	
10月	(函南町・伊豆市・湖西市)		
11月	(熱海市・牧之原市・御前崎市・伊豆の国市)		
12月	(森町・伊東市・松崎町)		
1月	(牧之原市・菊川市・函南町・熱海市・下田市)		
2月	(伊豆市・吉田町・伊豆の国市)		
3月	(牧之原市・伊東市・熱海市)		
計	3回		3

※ 実施市町名の()内は、年度当初の計画市町である。

(4) 評価・課題等、改善

- ・交通事故加害者の責任意識の希薄、損害賠償額の低額提示(損保会社)等の傾向から、交通事故被害者の適正な損害賠償に対する意識が年々強まっており、県内の相談所に寄せられる相談内容も賠償提示額の妥当性、過失の程度、後遺障害等級認定に関する事項、示談の仕方、債務不履行対策、訴訟・調停の利用など、専門的かつ高度な判断を求める傾向が増加している。
- ・こうした現状を踏まえ、市町交通事故相談員支援事業として、「市町交通事故相談員研修会(年2回)」を開催するなど、県内の交通事故相談員の実務能力の向上とその水準維持に努めている(令和3年度の研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止)。
- ・当所を広く県民に周知するよう、市町や県内警察署等の協力を得ながらPRに努めている。なお、平成26年度より自動車安全運転センター静岡県事務所の協力を得て、交通事故証明書に当所のチラシを同封し、周知を図っている。

5 総務事務

(1) 目的

センター業務の円滑な執行を図るため、適切な人事管理、予算執行、財産管理事務等を行う。

(2) 実績(成果)

毎月1回、「しずおかジョブステーション中部」の職員も交えて所内会議を開催し、事業の推進確認を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策等について、当センター全体の情報共有と意思統一を図り、県民サービスの向上と業務の適切な執行に努めている。

また、物品事務のほか入居ビルや静岡労政会館の財産管理などにおいて、適切な事務執行に努めている。

(3) 評価・課題等、改善

物品事務、収入事務等について中部出納室及び用度課などの指導を受けながら、限られた人数で効率的かつ適切な事務の執行に努めた。引き続き各課、各班及び関係機関と連携しながら適切な事務処理を行っていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
消費生活相談体制強化事業	消費者基本法 消費者安全法 消費者契約法 特定商取引に関する法律 割賦販売法 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領 商品テスト及び商品テスト実習講座事務処理要領 個人情報保護に関する法律
表示・取引適正化推進事業	消費者安全法 不当景品類及び不当表示防止法 特定商取引に関する法律 割賦販売法 静岡県消費生活条例 静岡県消費生活条例施行規則 家庭用品品質表示法 消費生活用製品安全法
消費者教育推進事業	消費者基本法 消費者教育の推進に関する法律 静岡県消費生活条例
消費者行政強化促進事業	地方消費者行政推進交付金交付要綱 地方消費者行政活性化交付金交付要綱
県民相談事業	静岡県県民相談事業運営要綱 県民相談事務実施要領
労働教育事業	静岡県労働法セミナー開催要領
労使関係総合調査事務	統計法（一般統計調査） 労使関係総合調査要綱（厚生労働省） 労使関係総合調査委託契約（労働雇用政策課） 会計年度任用職員任用等取扱要綱
労働争議の調査事務	労働関係調整法
賃上げ・一時金要求等調査事務	労働関係調整法
労働相談事業	会計年度任用職員任用等取扱要綱 静岡県中小企業労働相談事業実施要領 静岡県弁護士労働相談事業実施要領 メール労働相談実施要領
静岡労政会館の財産管理事務	静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例 静岡県労政会館の管理運営に関する基本協定書（労働雇用政策課）
交通事故相談	交通事故相談所運営要領（平成13年1月内閣府通達） 静岡県交通事故相談所運営要綱
総務事務	静岡県財務規則 静岡県財産規則

職 員 配 置 調

(令和4年8月31日現在)

区 分	事 務 総 括 (補 佐)	消費者行政班	労 政 班	中部中小企業 労働相談所	静岡県交通事 故相談所	計	
所 在 地	静岡市駿河区						
担 当 区 域	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町及び川根本町				静岡県全域		
配 置 職 員	職 員 (事 務)	2	3	3	(1)	(2)	8(3)
	職 員 (技 術)		(1)				(1)
	再 任 用 職 員	1	1	1			3
	会 計 年 度 任 用 職 員		(7)		(2)	(3)	(12)
	臨 時 的 任 用 職 員						
計	3	4(8)	4	(3)	(5)	11(16)	

()は、兼務職員及び会計年度任用職員で外数

様式第 5 号

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 08 使用料及び手数料	55,690	55,690	0
40 01 使用料	55,690	55,690	0
1 06 経済産業用使用料	55,690	55,690	0
13 庁舎等使用料	55,690	55,690	0
款 11 諸収入	1,795,219	1,795,219	0
40 08 雑入	1,795,219	1,795,219	0
1 02 雑入	1,795,219	1,795,219	0
76 保険料負担金	3,729,061	3,729,061	0
1 保険料負担金	79,023	79,023	0
非常勤職員	3,650,038	3,650,038	0
79 雑収	1,066,158	1,066,158	0
計	1,850,909	1,850,909	0

執行状況調

(令和3年度)

不納欠損額 D	以 入 天 計 額			収入割合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 上	納 期 限 未 満 上	計		
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第5号

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 予 算 額	
		継 期 内 B	納 期 後 C
款 08使用料及び手数料			
項 01使用料	52,890	52,890	0
目 06経済産業用使用料	52,890	52,890	0
目庁舎等使用料	52,890	52,890	0
款 14雑収入	1,974,211	1,974,211	0
項 07雑入	1,974,211	1,974,211	0
目 02雑入	1,974,211	1,974,211	0
81保険料負担金	1,406,950	1,406,950	0
非常勤職員	1,406,950	1,406,950	0
81雑収	567,261	567,261	0
計	2,027,401	2,027,401	0

執 行 状 況 調

(令和 4年度)
(令和 4年 8月31日現在)

不 能 欠 振 額 D	以 入 天 高 額			収 入 率 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	能 期 経 理 上	納 期 限 未 到 迄	計		
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第7号-3

預 金 調

(令和4年8月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高(円)	摘要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0289237	中部県民生活センター 資金前渡者 所長	0	会議室 使用料等
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0289328	(自振口) 中部県民生活センター 資金前渡者 所長	0	電話等 公共料金 振替用
残 高 合 計				0	

様式第7号-4

郵 券 等 受 払 調

(令和4年8月31日現在)

(単位:円、枚)

区 分	種 類	3 年 度						4 年 度						差引現在高 枚数 金額	摘要	
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出				
		枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額			
郵券	10円券	10	100	0	0	0	0	10	100	0	0	0	0	10	100	
	20円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	50円券	2	100	0	0	0	0	2	100	0	0	0	0	2	100	
	80円券	6	480	0	0	0	0	6	480	0	0	0	0	6	480	
	100円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	280円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	500円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計			680		0		0		680		0		0		680	
タクシー チケット	静岡市タク シー事業協 同組合		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚	防災事務等
			23		0		0		23		0				23	

歳出予算執行状況調

(令和3年度)

般会計

区 分	合 計 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
款 04 経営管理費	826,978	492,313	334,665	
項 01 経営管理費	826,978	492,313	334,665	
目 01 一般総務費	826,978	492,313	334,665	
01 報酬	544,000	291,015	252,985	
03 非常勤職員報酬	544,000	291,015	252,985	
04 次済費	282,978	201,298	81,680	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	282,978	201,298	81,680	
款 05 暮らし・環境費	74,505,000	73,322,632	1,182,368	
項 02 県民生活費	74,505,000	73,322,632	1,182,368	
目 01 県民生活費	74,505,000	73,322,632	1,182,368	
01 報酬	20,871,000	20,799,149	71,851	
03 非常勤職員報酬	20,871,000	20,799,149	71,851	
03 職員手当等	4,368,000	4,366,560	1,440	
01 その他の職員手当等	4,368,000	4,366,560	1,440	
04 次済費	7,535,000	7,499,165	35,835	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	7,535,000	7,499,165	35,835	
07 報償費	1,361,000	1,173,500	187,500	
01 その他の報償費	1,361,000	1,173,500	187,500	
08 旅費	2,466,000	2,028,670	437,330	
01 その他の旅費	2,226,000	1,983,460	242,540	
02 普通旅費	240,000	45,210	194,790	
10 需用費	3,494,000	3,297,545	196,455	
01 その他の需用費	3,492,000	3,297,545	194,455	
02 食糧費	2,000	0	2,000	
11 役務費	845,000	764,380	80,620	
12 委託料	1,528,000	1,527,900	100	
13 使用料及び賃借料	31,958,000	31,823,003	134,997	
18 負担金、補助及び交付 金	70,000	34,560	35,440	

(令和3年度)

般会計

区 分	合 計 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
26 公課費	11	11	11	
款 06 スポーツ・文化観光費	9,000	8,200	800	
項 04 観光交流費	155,000	154,550	450	
目 01 観光費	155,000	154,550	450	
10 需用費	155,000	154,550	450	
01 その他の需用費	155,000	154,550	450	
款 08 経済産業費	4,834,579	4,531,043	303,536	
項 03 就業支援費	4,826,740	4,523,204	303,536	
目 01 就業支援費	4,826,740	4,523,204	303,536	
01 報酬	2,501,000	2,497,926	3,074	
03 非常勤職員報酬	2,501,000	2,497,926	3,074	
03 職員手当等	504,000	487,764	16,236	
01 その他の職員手当等	504,000	487,764	16,236	
07 雑償費	90,000	90,000	0	
01 その他の雑償費	90,000	90,000	0	
08 旅費	205,740	188,158	17,582	
01 その他の旅費	182,000	176,478	6,522	
02 普通旅費	23,740	11,680	12,060	
10 需用費	466,000	377,403	88,597	
01 その他の需用費	462,000	377,403	84,597	
02 食糧費	4,000	0	4,000	
11 夜務費	487,500	413,289	74,211	
13 使用料及び賃借料	27,500	11,064	16,436	
17 備品購入費	545,000	457,600	87,400	
項 09 労働委員会費	7,839	7,839	0	
目 02 事務局費	7,839	7,839	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	

様式第10号

(令和3年度)

般会計

区 分	合 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
10 需用費	円 0	円 0	円 0	
01 その他の需用費	0	0	0	
日夜務費	7,839	7,839	0	
計	80,321,557	78,500,528	1,821,019	

歳出予算執行状況調

(令和4年度)

(令和4年8月31日現在)

般会計

区 分	合 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
款 04 経営管理費	4,830,032	145,112	4,684,920	
項 01 経営管理費	4,830,032	145,112	4,684,920	
目 01 一般総務費	175,032	145,112	29,920	
04 支払費	175,032	145,112	29,920	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	175,032	145,112	29,920	
目 05 資産経営費	4,655,000	0	4,655,000	
10 需用費	55,000	0	55,000	
01 その他の需用費	55,000	0	55,000	
14 工事請負費	4,600,000	0	4,600,000	
款 05 くらし・環境費	74,076,000	27,452,372	46,623,628	
項 02 県民生活費	74,076,000	27,452,372	46,623,628	
目 01 県民生活費	74,076,000	27,452,372	46,623,628	
01 報酬	21,006,000	6,993,623	14,012,377	
03 非常勤職員報酬	21,006,000	6,993,623	14,012,377	
03 職員手当等	4,358,000	1,837,027	2,520,973	
01 その他の職員手当等	4,358,000	1,837,027	2,520,973	
04 支払費	7,361,000	3,084,814	4,276,186	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	659,000	0	659,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	6,702,000	3,084,814	3,617,186	
07 報償費	1,383,000	450,590	932,410	
01 その他の報償費	1,383,000	450,590	932,410	
08 旅費	2,527,000	799,512	1,727,488	
01 その他の旅費	2,277,000	758,412	1,518,588	
02 普通旅費	250,000	41,100	208,900	
10 需用費	3,358,000	947,376	2,410,624	
01 その他の需用費	3,358,000	947,376	2,410,624	
02 食糧費	0	0	0	
11 夜務費	1,017,000	282,607	734,393	

様式第10号

般会計

(令和4年度)
(令和4年8月31日現在)

区 分	合 計 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
12委託料	2,028,000	422,620	1,605,380	
13使用料及び賃借料	30,961,000	12,604,523	18,356,477	
18負租金、補助及び交付金	68,000	29,680	38,320	
26公課費	9,000	0	9,000	
款 07健康福祉費	35,560	0	35,560	
項 06感染症対策費	35,560	0	35,560	
目 01感染症対策費	35,560	0	35,560	
08旅費	35,560	0	35,560	
02普通旅費	35,560	0	35,560	
款 08経済産業費	5,062,254	2,090,609	2,971,645	
項 03就業支援費	5,017,740	2,090,609	2,927,131	
目 01就業支援費	5,017,740	2,090,609	2,927,131	
01報酬	2,501,000	917,382	1,583,618	
03非常勤職員報酬	2,501,000	917,382	1,583,618	
03職員手当等	475,000	229,536	245,464	
01その他の職員手当等	475,000	229,536	245,464	
07報償費	99,000	33,000	66,000	
01その他の報償費	99,000	33,000	66,000	
08旅費	205,740	63,150	142,590	
01その他の旅費	182,000	46,590	135,410	
02普通旅費	23,740	16,560	7,180	
10需用費	1,222,000	679,800	542,200	
01その他の需用費	1,218,000	679,360	538,640	
02食糧費	4,000	440	3,560	
11役務費	487,500	167,741	319,759	
13使用料及び賃借料	27,500	0	27,500	
項 09労働委員会費	44,514	0	44,514	
目 02事務局費	44,514	0	44,514	

様式第10号

般会計

(令和4年度)
(令和4年8月31日現在)

区 分	合 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
08 旅費	円 13,014	円 0	円 13,014	
02 普通旅費	13,014	0	13,014	
10 需用費	10,800	0	10,800	
01 その他の需用費	10,800	0	10,800	
11 役員費	20,700	0	20,700	
計	84,003,846	29,688,093	54,315,753	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					2年度	3年度	左のうち、2年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		1,527,900	
計					1,590,380	1,527,900	
(14) 工事 請負費							
計					2,693,900	0	
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	
(17) 備品 購入費	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		457,600	
計					198,000	457,600	
(18) 負担金、 補助金及 び交付金	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		34,560	
計					32,780	34,560	
(21) 補償、補填 及び賠償 金							
計					0	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和4年8月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、3年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	422,620	0
計					422,620	0
(14) 工事 請負費	一般会計費	経営管理費	経営管理費	資産運営費	0	0
計					0	0
(16) 公有財産 購入費					0	0
計					0	0
(17) 備品 購入費					0	0
計					0	0
(18) 負担金、 補助金及 び交付金	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	29,680	0
計					29,680	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金					0	0
計					0	0

委託料に関する調

(令和3年度)

整理番号	委託事業名	受託者	当設 計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支 出 年 月 日	金額	委託業務 の 内 容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 水の森ビル 庁舎清掃業 務2、3階執 務室	㈱サン	1,527,900	1,527,900		1,527,900	随契	R3.4.1	R3.5.26	79,200	庁舎清掃 業務	随契2 号(不 適)
								∩	R3.6.21	79,200		
								R4.3.31	R3.7.20	79,200		
									R3.8.17	79,200		
									R3.9.17	79,200		
									R3.10.20	367,950		
									R3.11.18	79,200		
									R3.12.17	79,200		
									R4.1.19	79,200		
									R4.2.17	79,200		
									R4.3.18	79,200		
									R4.4.22	367,950		
									小計	1,527,900		
								事務関係計	1件	1,527,900		
合 計	1件	1,527,900	1,527,900	0	1,527,900				1,527,900			

委託料に関する調

(令和4年8月31日現在)

整理番号	委託事業名	受託者	当設 計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支 出 年 月 日	金額	委託業務 の 内 容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 水の森ビル 庁舎清掃業 務2、3階執 務室	㈱サン	1,527,900	1,527,900		1,527,900	随契	R4.4.1	R4.5.27	79,200	庁舎清掃 業務	随契2 号(不 適)
								∩	R4.6.30	79,200		
								R5.3.31	R4.7.29	79,200		
									R4.8.31	79,200		
									小計	316,800		
2	大学生向け 消費者トラ ブル啓発講 座及び出張 相談会業務 委託	(特 非)し おか 消費 者 ユニ オン	105,820	105,820		105,820	随契	R4.4.1	R4.8.23	105,820	大学生向 け消費 者トラ ブル啓 発講座 及び出 張相談 会	随契1 号(100 万円以 下)
								∩	R5.3.31			
事務関係計	2件	1,633,720	1,633,720	0	1,633,720				422,620			
合 計	2件	1,633,720	1,633,720	0	1,633,720				422,620			

負担金支出調

(令和3年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額 (円)	支出年月日
1	消費生活相談員、職員研修受講料	(独)国民生活センター	実施要領	消費生活相談員研修	1,100	R3.6.21
				消費生活相談員研修	2,200	R3.8.27
				消費生活相談員研修	2,200	R3.10.19
				消費生活相談員研修	2,880	R3.11.22
				消費生活相談員研修	2,880	R3.12.3
				消費生活相談員研修	2,200	R4.1.14
				消費生活相談員研修	1,100	R4.2.14
2	消費生活相談員、職員研修受講料	(一財)日本消費者協会	開催通知	消費生活相談員研修	10,000	R3.11.5
3	静岡県中部未来懇話会会費	(一社)静岡県中部未来懇話会	(一社)静岡県中部未来懇話会会員規程	会費	10,000	R3.5.31
計		3件			34,560	

(令和4年度)
(令和4年8月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額 (円)	支出年月日
1	消費生活相談員、職員研修受講料	(独)国民生活センター	実施要領	消費者行政職員講座	2,200	R4.5.25
				消費生活相談員研修	1,100	R4.6.3
				消費生活相談員研修	2,200	R4.7.1
				消費者行政職員研修	1,100	R4.7.8
				消費生活相談員研修	2,880	R4.7.8
				消費生活相談員研修	1,100	R4.7.11
				消費者行政職員研修	1,100	R4.8.8
2	静岡県中部未来懇話会会費	(一社)静岡県中部未来懇話会	(一社)静岡県中部未来懇話会会員規程	会費	10,000	R4.4.26
3	甲種防火管理新規研修	(一財)日本防火・防災協会	消防法	甲種防火管理新規研修	8,000	R4.6.9
計		3件			29,680	

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		該当なし				
		合 計	0件	0	0	0

事 調

(令和3年度)

額	契約 締結 方法	受 注 者	着 手 完 成 (予定) 年 月 日	支 出 済 額	工 事 概 要	公有財 産台帳	摘 要
計							
0				0			

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
1	資産経営費	静岡県中部県民 生活センター構 内交換装置更新 工事	静岡市駿河区 南町14-1 水の森ビル3階	2,475,000 円	2,420,000 円	0 円
		合 計	1 件	2,475,000	2,420,000	0

事 調

(令和4年度)
(令和4年8月31日現在)

額 計	契約 締結 方法	受注者	着手 完成(予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有 財産 台帳	摘要
2,420,000 円	随契	(株)宇式通信 システム	R4. 8. 26 (R4. 10. 31)	0 円	電話設備の 主装置が耐 用年数を大 幅に超え、 保守物品の 保有期限も 切れている ため更新す る。	—	随契1号 (少額) 令達 R4. 6. 27
2,420,000				0			

公 有 財 産 調

(中部県民生活センター)

(令和3年度)

区分	令和3年3月31日現在		増		減		令和4年3月31日現在	
	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円
行政財産		0		0		0		0
土地		0		0		0	0	0
立木竹		0		0		0	0	0
建物	0	0	0	0	0	0	0	0
工作物	2	0	0	0	0	0	2	0
公有財産に準ずるもの		712		0		0		712
電話加入権	16	712	0	0	0	0	16	712

(勤労者総合会館)

(令和3年度)

区分	令和3年年3月31日現在		増		減		令和4年年3月31日現在	
	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円
行政財産		764,154		0		18,731		745,423
土地	1,396.01	464,394	0	0	0	0	1,396.01	464,394
立木竹	9	67	0	0	0	0	9	67
建物	444.53	299,693	0	0	0	18,731	444.53	280,962
	2,700.50		0		0			
工作物	16	0	0	0	0	0	16	0
公有財産に準ずるもの		0		0		0		0
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第26号

借地借家等調

(令和4年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	静岡市駿河区南町14-1	鉄骨鉄筋コンクリート造地上11階	左記のうち地上2,3階の一部	626.06	2,468,437	29,621,244	4.4.1 ～ 5.3.31	水の森(有)	県生活センター事務室
2	土地	敷地	静岡市葵区黒金町5-1地先	用悪水路・公衆用道路	公共下水道(埋設)	168.68		免除	4.1.28 ～ 6.3.31	静岡市公営企業管理者	労働者総合会館駐車場
合 計								29,621,244			

様式第26号-2

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和4年8月31日現在)

区 分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)						
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
長期継続契約	県民生活センター管理運営費	電子複写機賃貸借及び使用契約 (契約日) 令和2.10.1	円 978,252	円 97,826	円 195,650	円 195,650	円 195,650	円 195,650	円 195,650	円 97,826

行政財産貸付・使用許可調

(令和4年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期	貸付又は使用許可を受けた者の氏名	貸付・使用許可的目
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		m ² 192.85		免除	4.4.1 ～ 5.3.31	(一社) 静岡県労働者福祉協議会	事務室
2	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		147.04		免除	4.4.1 ～ 5.3.31	(一財) 静岡県勤労者信用基金協会	事務室
3	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		45.96		免除	4.4.1 ～ 5.3.31	(一財) 静岡県労働福祉事業協会	事務室
4	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		99.74		免除	4.4.1 ～ 5.3.31	(公社) 静岡県シルバー人材センター連合会	事務室
5	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		6.00		48,900	4.4.1 ～ 5.3.31	静岡県労働福祉事業協会グループ	自販機6台
6	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		1.02		3,990	4.4.1 ～ 5.3.31	静岡県労働金庫	看板(サイン)
7	土地	敷地	静岡市葵区黒金町11-6	宅地		0.44		免除	4.4.1 ～ 5.3.31	静岡県労働福祉事業協会グループ	駐車場案内看板設置
8	建物	事務所建	静岡市葵区黒金町5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造		13.78		免除	3.4.1 ～ 4.3.31	静岡県勤労者協議会連合会	事務室
合計								52,890			

普通財産・借受財産等貸付調

(令和4年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期間	貸付又は使用許可者の氏名	貸付・使用目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	静岡市駿河区南町14-1	鉄骨鉄筋コンクリート造地上11階	左記のうち地上3階の一部	4.0 (うち静岡市共同運営割合60.4%)	円	円 114,312	4.4.1 ～ 5.3.31	静岡市	母子家庭等就業・自立支援センター中部支所
合 計								114,312			

様式第 29 号

備 品 ・ 図 書 調

(令和 3 年度)

区 分	令和 3 年 3 月 31 日	増		減		令和 4 年 3 月 31 日現在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
01-02 台類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-04 収納保管庫類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-18 パーテーション	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-99 その他の庁用器具類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
02-01 情報処理機器類	19	(1) 1	0	(0) 0	0	20
02-02 情報伝達機器類	4	(0) 1	457,600	(0) 0	0	5
03-03 視覚用再生等機器類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
08-01 車両類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-07 音楽用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-99 その他の教育用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
12-01 雑機器	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
計	63	(1) 2	457,600	(0) 0	0	65

様式第 29 号

備 品 ・ 図 書 調

(令和 4 年 8 月 31 日現在)

区 分	令和 4 年 3 月 31 日	増		減		令和 4 年 8 月 31 日現在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
01-02 台類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-04 収納保管庫類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-18 パーテーション	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-99 その他の庁用器 具類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
02-01 情報処理機器類	20	(0) 0	0	(0) 0	0	20
02-02 情報伝達機器類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
03-03 視覚用再生等機 器類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
08-01 車両類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-07 音楽用器具	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-99 その他の教育用 器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
12-01 雑機器	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
計	65	(0) 0	0	(0) 0	0	65

様式第 29 号-2

主 要 備 品 調

(令和 4 年 8 月 31 日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	12-01	雑機器	緞帳	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	昭和 60. 9	2, 860, 200
2	10-99	その他の教育 用器具	静岡労政会館ホー ル音響システム	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	平成 22. 3	1, 732, 500
3	01-18	ローパーテー ション	イトーキ FZS-0919AP 他	3 階執務室用 開庁日毎日	平成 17. 6	1, 459, 500
4	01-18	ローパーテー ション	イトーキ PWS-CGP092	2 階共用会議室 開庁日毎日	平成 18. 2	1, 155, 000
5	03-03	映像機用器具	250 インチ電動巻 上げ式スクリーン	静岡労政会館指定管理者に貸付 月 10 日程度	平成 29. 7	799, 200
6	01-04	移動書庫	ラテラル 3 段 引き違い戸	事務文書保管用 開庁日毎日	平成 17. 6	745, 500
7	01-02	カウンター	イトーキ NKE-277K-W7E7 他	相談事務用 開庁日毎日	平成 23. 10	673, 575
8	01-02	カウンター	イトーキ NFF-677KV 他	相談事務用 開庁日毎日	平成 17. 6	661, 500
9	02-02	その他の情報 伝達機器	ワイヤレスマイク ロホンシステム	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	平成 7. 5	637, 738
10	02-02	拡声装置	視聴覚室音響シス テム	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	令和 3. 6	457, 600
11	03-03	その他の視覚 用再生用機器	パワーアンプ ヤマハ	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	平成 21. 10	415, 800
12	02-02	テレビ	テレビ パナソニック	2 階共用会議室 年数回程度	平成 16. 7	392, 700
13	01-99	その他の庁用 器具	暗幕 両開き	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	平成 18. 6	362, 250
14	02-02	その他の情報 伝達機器	プラズマディスブ レイセット	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	平成 22. 3	325, 500
15	03-03	液晶プロジェ クター	日立 C P - X 8150 J	静岡労政会館指定管理者に貸付 月 10 日程度	平成 25. 8	312, 900
16	03-03	液晶プロジェ クター	NEC 投影型フルカ ラプロ	2 階共用会議室 年数回程度	平成 16. 6	292, 950
17	02-01	その他の情報 処理機器	ヤマハ キットギ ア、エレコム Wifi 環境一式	静岡労政会館指定管理者に貸付 開館日毎日	平成 30. 9	289, 032
18	03-03	液晶プロジェ クター	エプソン EB2155W	静岡労政会館指定管理者に貸付 月 10 日程度	令和 1. 11	241, 780

公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故
なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）
なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故（過失割合 50% 超）	加 害 事 故 （過失割合 50% 以 下 ）	そ の 他 （過失割合が不 明なもの等）
30年度	なし			
元年度	なし			
2 年度	なし			
3 年度	なし			
4 年度	なし			

(2) 監査対象期間中の事故
なし

4 その他
なし

工事中の事故に関する調

1 工事中の事故発生状況

(令和 4 年 8 月 31 日現在)

区 分	第三者事故					工事等の関係者事故				もらい事故	
	件数	死亡	重傷	軽傷	損害のみ	件数	死亡	重傷	重症以外	件数	死傷
	件	人	人	人	件	件	人	人	人	件	人
2 年度	0					0				0	
3 年度	0					0				0	
4 年度	0					0				0	

2 工事中の事故の内容（前年度予備監査（工事技術）の翌日から本年度予備監査（工事技術）の当日までの期間内に発生したものを記載する）

なし

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和4年1月25日

前回監査対象期間 令和2年9月1日～令和3年8月31日

区 分	改 善 状 況
1 指 摘 該当なし	
2 注 意 該当なし	
3 意 見 該当なし	
4 指 導 該当なし	